

最近の化学物質規制動向 富士フイルムグリーン調達基準

2026年5月
富士フイルム株式会社
ESG推進部
環境・品質マネジメント部

目次

1. PFAS規制動向	3
2. PFAS以外の化学物質規制動向	6
3. 富士フイルムグリーン調達基準	16

1. PFAS規制動向

① 既に規制済みのPFAS

(4ページ 表1)

- グリーン調達基準に収載済み、もしくは収載予定です。含有禁止、含有制限、もしくは情報提供をお願いしています。

② ユニバーサルPFASの規制動向

(5ページ 表2)

- 情報提供をお願いします。
- 情報提供の方法については、本サプライヤ説明の「PFASの情報伝達のお願い」資料をご参照ください。

1. PFAS規制動向

表1. ① 既に規制済みのPFAS

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	SN番号※1	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
パーフルオロオクタンスルホン酸又はその塩 (PFOS)	EU POPs規則 Annex I	LR05	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	施行 施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) およびポリマーを含むその他誘導体	EU POPs規則 Annex I	LR05	EU POPs 規則 Annex I	施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)又はその塩	EU POPs規則 Annex I	LR05	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	収載 施行 施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 関連物質	EU POPs規則 Annex I	LR05	POPs条約 附属書A EU POPs 規則 Annex I 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行 施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
	化審法 一特	LR01					
	EU POPs規則 Annex I	LR05					
	GADSL	IC01					
IEC 62474 DB	IC02						
LC-PFCAsとその塩及び関連物質 (C9-C21)	EU REACH規則 Annex XVII	LR07	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I シンガポール「環境保護管理法」 カナダ「環境保護法」	2026年12月施行見込み 2026年11月施行見込み 検討中 施行 Schedule1 part1収載済み	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載予定 (2026年春) ※2 ※3	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
	SN1039 SN1040 SN1050						
パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 又はその塩	EU POPs規則 Annex I	LR05	POPs条約 附属書A EU REACH規則 SVHC 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	EU REACH規則 SVHC	LR06					
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 関連物質	EU POPs規則 Annex I	LR05	POPs条約 附属書A EU POPs 規則 Annex I 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行	化学物質、混合物、 ア－テイクル	収載予定 (2026年春) ※2	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
PFHxAとその塩	EU REACH規則 Annex XVII	LR07	EU REACH規則 Annex XVII	施行	一部の一般消費者向け製品 と泡消火剤		情報提供
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
PFHxA関連物質	EU REACH規則 Annex XVII	LR07	EU REACH規則 Annex XVII	施行	一部の一般消費者向け製品 と泡消火剤		情報提供
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					

※1：CAS番号がわかっている場合はCAS番号を使用してください。

※2：P18、20をご参照ください。

※3：LC-PFCAsとその塩及び関連物質 (C9-C14)は収載済です。

青字は前回からの変更点です。

1. PFAS規制動向

表2. ② ユニバーサルPFASの規制動向

物質名	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
PFAS	EU REACH規則 Annex XVII	検討中	化学物質、混合物、ア－ティクル		情報提供
	米国TSCA PFASデータ報告規則	報告義務通知	化学物質、混合物、ア－ティクル		情報提供
	米国メイン州「PFAS汚染防止法」	施行	化学物質、混合物、ア－ティクル		情報提供 ※ 4
	その他各州法	施行あるいは検討中	化学物質、混合物、ア－ティクル		情報提供

※4：「PFAS含有情報伝達のお願い」資料を参照ください。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

- ① 化審法 第一種特定化学物質及びEU POPs規則に追加された化学物質 (7ページ 表3)
- ② EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質 (8ページ 表4)
- ③ EU電池規則に追加された化学物質 (8ページ 表5)
 - グリーン調達基準に収載済です。含有禁止、もしくは含有を制限しています。
- ④ 化審法 第一種特定化学物質及びEU POPs規則に追加予定の化学物質 (9ページ 表6)
- ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質 (10ページ 表7-1、11ページ 表7-2)
- ⑥ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第12次)された化学物質 (12ページ 表8)
 - 2026年秋以降のグリーン調達基準に収載予定です。情報提供をお願いします。
- ⑦ EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質 (13ページ 表9)
- ⑧ EU REACH規則 SVHCに追加された化学物質 (第33、34次) (14ページ 表10)
- ⑨ その他、規制が検討されている化学物質 (15ページ 表11)
 - 情報提供をお願いします。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表3. ① 化審法 第一種特定化学物質及びEU POPs規則に追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
UV-328	化審法 一特 LR01	25973-55-1	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	収載 施行 施行	化学物質、混合物、 アーティクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	EU REACH規則 Annex XIV LR06						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
デクロランプラス (DP)	化審法 一特 LR01	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	中国「重点管理新汚染物質リスト」 POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	施行 収載 施行 段階的に施行	化学物質、混合物、 アーティクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	EU REACH規則 SVHC LR06						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
メトキシシクロ	化審法 一特 LR01	72-43-5,30667-99-3, 76733-77-2,255065-25-9, 255065-26-0,59424-81-6, 1348358-72-4,and others	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	収載 施行 施行	化学物質、混合物、 アーティクル	収載済	グリーン調達基準を 参照ください
	EU POPs規則 Annex I LR05						
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	RoHS LR04	SN0066	POPs条約 附属書A EU POPs 規則 Annex I	収載 改正案公布	包装材、アーティクル	収載予定 (2026年春) ※5	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						

※5：P18、20をご参照ください。

青字は前回からの変更点です。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表4. ② EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛	ELV LR03	7439-92-1	EU REACH規則 Annex XVII	施行	PVC（塩化ビニルのポリマー またはコポリマー）から製造さ れる成形品	取載予定 （2026年春）※6	グリーン調達基準を 参照ください
	RoHS LR04						
	EU REACH規則 SVHC LR06						
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
	MDR LR08						
China-RoHS LR09							

※6 P18、21をご参照ください。

表5. ③ EU電池規則に追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛/鉛化合物	表5と同じ	77439-92-1	EU 電池規則	施行	携帯型電池	取載予定 （2026年春）※6	グリーン調達基準を 参照ください
カドミウム化合物	ELV LR03	10108-64-2他	EU 電池規則	施行	携帯型電池	取載予定 （2026年春）※6	グリーン調達基準を 参照ください
	RoHS LR04						
	EU REACH規則 SVHC LR06						
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
	MDR LR08						
China-RoHS LR09							

※6：P18、21をご参照ください。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表6. ④ 化審法 第一種特定化学物質及びEU POPs規則に追加予定の化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) (C14-C17)	EU REACH規則 SVHC LR06	85535-85-9他	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I シンガポール「環境保護管理法」	2026年12月施行見込み 2026年11月施行見込み 2026年上期公布見込み 施行	化学物質、混合物、 ア－ティクル	収載予定 (2026年春) ※7	グリーン調達基準を 参照ください
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
クロルピリホス		2921-88-2	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	2026年12月施行見込み 2026年11月施行見込み 検討中	化学物質、混合物、 ア－ティクル	収載予定 ※8	情報提供

※7：P18、20をご参照ください。

※8：化審法 第一種特定化学物質が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

青字は前回からの変更点です。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表7-1. ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛	ELV LR03	7439-92-1	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	RoHS LR04						
	EU REACH規則 SVHC LR06						
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
	MDR LR08						
China-RoHS LR09							
エチレンジアミン	EU REACH規則 SVHC LR06	107-15-3	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	GADSL IC01						
2-(4-tert-ブチルベンジル) プロピオンアルデヒドおよびその各立体異性体	EU REACH規則 SVHC LR06	80-54-6	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 XVII LR07						
	MDR LR08						
	EU REACH規則 SVHC LR06	75166-30-2	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物		
EU REACH規則 SVHC LR06	75166-31-3	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物			

※9：Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表 7-2. ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
グルタルアルデヒド	EU REACH規則 SVHC LR06	111-30-8	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	GADSL IC01						
2-メチル-1-(4-メチルチオフェニル)-2-モルホリノプロパン-1-オン	EU REACH規則 SVHC LR06	71868-10-5	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
2-ベンジル-2-ジメチルアミノ-4'-モルホリノプロチロフェノン	EU REACH規則 SVHC LR06	119313-12-1	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
フタル酸ジイソヘキシル	EU REACH規則 SVHC LR06	71850-09-4	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	IEC 62474 DB IC02						
ホウ酸のナトリウム塩	EU REACH規則 SVHC LR06	13840-56-7	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	IEC 62474 DB IC02						

※9：Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表8. ⑥ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第12次)された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
メタホウ酸バリウム	EU REACH規則 SVHC LR06	13701-59-2	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
ジフェニル-2, 4, 6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド	EU REACH規則 SVHC LR06	75980-60-8	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	IEC 62474 DB IC02						
S-(トリシクロ(5.2.1.0 ² ,6)デカ-3-エン-8(または9)-イル O-(イソプロピルまたはイソブチルまたは2-エチルヘキシル) O-(イソプロピルまたはイソブチルまたは2-エチルヘキシル) フォスフォロシチオエート	EU REACH規則 SVHC LR06	255881-94-8	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	GADSL IC01						
メラミン	EU REACH規則 SVHC LR06	108-78-1	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	取載予定 ※9	情報提供
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						

※9：Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

青字は前回からの変更点です。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表9. ⑦ EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
合成ポリマーのマイクロプラスチック			EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物		情報提供
ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒドを放出する物質			EU REACH規則 Annex XVII	施行	ア－ティクル		情報提供
DMAC(N,N-ジメチルアセトアミド)	EU REACH規則 SVHC LR06	127-19-5	EU REACH規則 Annex XVII	改正案公布	化学物質、混合物 及び 他の物質の構成成分		情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
NEP(1-エチルピロリジン-2-オン)	EU REACH規則 Annex XVII LR07	2687-91-4	EU REACH規則 Annex XVII	改正案公布	化学物質、混合物 及び 他の物質の構成成分		情報提供
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
2,4-ジニトロトルエン			EU REACH規則 Annex XVII	制限草案公表	ア－ティクル		情報提供

青字は前回からの変更点です。

2. PFAS以外の化学物質規制動向

表10. ⑧ EU REACH規則 SVHCに追加された化学物質 (第33次、34次)

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
デカブromジフェニルエタン (DBDPE)	EU REACH規則 SVHC LR06	84852-53-9	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
n-ヘキサン	EU REACH規則 SVHC LR06	110-54-3	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供
4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ビスフェノールおよびその塩	EU REACH規則 SVHC LR06	1478-61-1 577705-90-9 75768-65-9 SN1051 SN1052	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
	EU REACH規則 SVHC LR06	921213-47-0					
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
	EU REACH規則 SVHC LR06						
IEC 62474 DB IC02							

2. PFAS以外の化学物質規制動向

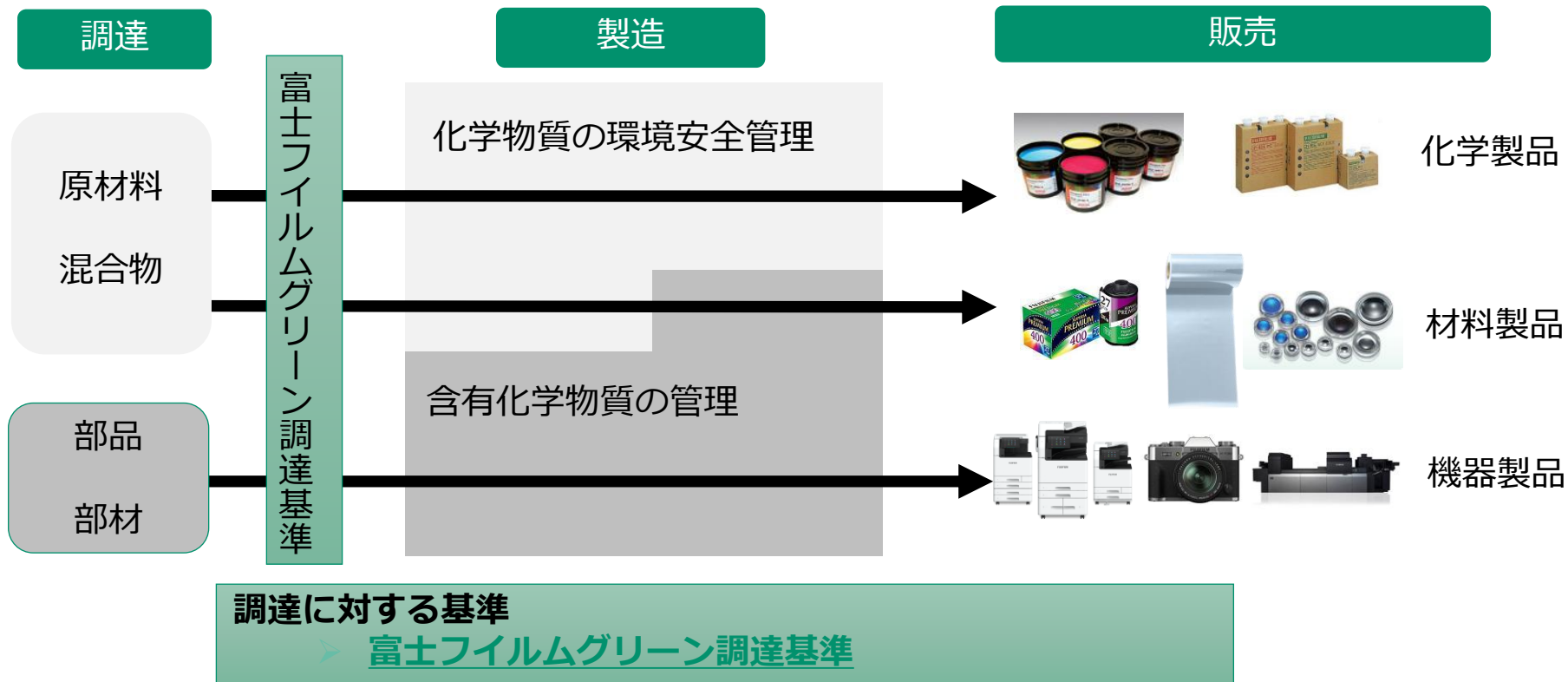
表11. ⑨ その他、規制が検討されている化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い	
デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	EU REACH規則 SVHC	LR06	EU POPs 規則 Annex I EU REACH規則 SVHC カナダ「環境保護法」 オーストラリア「2022年工業化学品環境 管理(登録)法」	検討 収載 Schedule1 part2に収載済み 2027/1/1施行見込み	グリーン調達基準で含 有量把握管理物質		情報提供	
	GADSL	IC01						84852-53-9
	IEC 62474 DB	IC02						

青字は前回からの変更点です。

3. 富士フィルムグリーン調達基準

◆ 弊社の含有化学物質情報の把握・管理のルール



3. 富士フイルムグリーン調達基準

◆ 富士フイルムグリーン調達基準書

1. 対象
弊社および弊社グループ会社への納入品
2. 調達品グリーン基準
 - 1) **含有制限化学物質**
「法令または管理方針により禁止または制限する物質」
= REACH・RoHSの制限対象物質等
⇒**グリーン調達基準書に対象の物質を収載**
 - 含有しない、または閾値未満の順守と情報提供
⇒**法規制順守証明書類の提出をお願いする場合有り**
(非含有証明等)
 - 2) **含有量把握管理化学物質**
「chemSHERPA管理対象物質」
= REACH、RoHS、ELV、TSCA、化審法・・・
 - 含有量の情報提供 chemSHERPA-CI、AI

FUJIFILM

富士フイルム グリーン調達基準書

Ver. 3.7



FUJIFILM Group
Green Policy

2026年5月

富士フイルム株式会社
ESG推進部 環境・品質マネジメント部

3. 富士フイルムグリーン調達基準

◆ 富士フイルム グリーン調達基準書 (Ver. 3.7 (2026年春公開予定)) 改定内容

グリーン調達基準改定内容

根拠法規制	物質名	グリーン調達基準	
		化学物質、混合物	ア－ティクル
EU POPs規則	PFHxSとその塩、及び関連物質		レ
	デクロランプラス		レ
	UV-328		レ
	中鎖塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17塩素含有量、かつ45重量%以上)		レ
	長鎖(炭素数9～21)ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質		レ
	ポリ臭化ビフェニルエーテル (PBDE)		レ
EU REACH規則 Annex XVII	鉛		レ
EU電池規則	鉛、及び鉛化合物		レ
	水銀、及び水銀化合物		レ
	カドミウム化合物		レ

3. 富士フィルムグリーン調達基準

◆ 富士フィルム グリーン調達基準書 (Ver. 3.7 (2026年春公開予定)) 改定内容

グリーン調達基準から削除する物質

根拠法規制	物質名	グリーン調達基準	
		化学物質、混合物	アーティクル
EU REACH規則 Annex XVII	炭素数9～14の直鎖状および分岐状のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) とそれらの塩およびその関連物質		レ

3. 富士フィルムグリーン調達基準

グリーン調達基準改定内容

① 別表1（2）アーティクルに以下を新規追加

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩、及び関連化合物	アーティクル	意図的添加禁止かつPFHxSまたは全ての塩で25ppb以下、関連物質で1000ppb以下	購買部門が指定したアーティクル
デクロランプラス	アーティクル	意図的添加禁止かつ1ppm以下	購買部門が指定したアーティクル
UV-328	アーティクル	意図的添加禁止かつ1ppm以下	購買部門が指定したアーティクル
中鎖塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17塩素含有量、かつ45重量%以上)	アーティクル	意図的添加禁止かつ1000ppm以下	購買部門が指定したアーティクル
長鎖(炭素数9~21)ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質	アーティクル	意図的添加禁止かつLC-PFCAまたは全ての塩で25ppb以下、関連物質で260ppb以下	購買部門が指定したアーティクル
ポリ臭化ビフェニルエーテル(PBDE)	包装材以外のアーティクル	0.1重量%以下（均質材料あたり）	グリーン調達基準書の別表2、および別表を参照ください
	包装材	10ppm以下	購買部門が指定したアーティクル

3. 富士フィルムグリーン調達基準

グリーン調達基準改定内容

② 別表1（2）アーティクル に以下を新規追加

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
鉛	PVC（塩化ビニルのポリマーまたはコポリマー）から製造されるアーティクル	PVC材料中に0.1重量%未満	購買部門が指定したアーティクル
鉛/鉛化合物	携帯型電池	0.01重量%以下（鉛換算）	なし
カドミウム化合物	携帯型電池	20ppm以下（カドミウム換算）	なし

3. 富士フイルムグリーン調達基準

グリーン調達基準改定内容

③ 別表1（2）ア－ティクル 電池中の水銀/水銀化合物に関する内容を修正

以下規制値を赤字に修正

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
水銀/水銀化合物	ボタン型酸化銀電池	0.0005重量%未満/水銀 及び 1重量%未満/水銀化合物 ↓ 0.0005重量%以下 (水銀換算)	なし
水銀/水銀化合物	ボタン型空気亜鉛電池	0.0005重量%未満/水銀 及び 2重量%未満/水銀化合物 ↓ 0.0005重量%以下 (水銀換算)	なし

3. 富士フイルムグリーン調達基準

◆ お取引先様へのお願い

- 法令に適合した製品を社会に提供し続けるため、[グリーン調達基準の遵守](#)
- [CMPコンソーシアムが提供する情報伝達シート（chemSHERPA-AI、CI）の提供](#)
- [下記情報*に変更があった場合は、chemSHERPAの更新と提供](#)

*変更情報：

1. [規制対象物質の追加](#)
例) EU REACH規則 認可候補物質(SVHC)の追加
2. [調達先からの新たな情報の入手](#)
例) chemSHERPA管理対象物質の含有が新たに判明
3. [使用原材料・部品・部材の変更](#)

富士フイルム株式会社
ESG推進部 環境・品質マネジメント部

グリーン調達基準担当

Email. FF_Green_Procurement@fujifilm.com

FUJIFILM
Value from Innovation